

12月2日から

『国民健康保険』『後期高齢者医療制度』は、
紙の保険証の発行が終了します

マイナ保険証を
ご利用ください

マイナンバーカードの
保険証利用登録が必要です



本年12月1日の時点でお手元にある紙の保険証は、有効期限までご使用いただけます。なお、マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証）を保有していない人には、紙の保険証の有効期限までの間に交付される「資格確認書」により、引き続き医療を受けることができます。

日曜窓口を実施中!!
詳しくは、お問い合わせください

マイナンバーカード
の申請をサポートします

日曜～金曜 8時30分～17時
（祝日・年末年始除く）

場市役所本庁舎

持・マイナンバーカード交付申請書または通知カード

・本人確認書類（免許証など）

他申請後、交付決定通知書が届くまで約1か月かかります。

問市民課 ☎792・1112

医療機関で受診する際に必要なもの

	12月1日まで	12月2日以降	令和7年8月1日以降
マイナ保険証を保有している人	マイナ保険証 または 紙の保険証	マイナ保険証 （+資格情報のお知らせ※1） または 紙の保険証	マイナ保険証 （+資格情報のお知らせ※1）
マイナ保険証を保有していない人	紙の保険証	資格確認書 または 紙の保険証	資格確認書

※1「資格情報のお知らせ」：マイナ保険証を保有している人が、マイナ保険証に対応していない医療機関で受診する際に必要になるものです。（紙の保険証の有効期限までの間に、交付します。）